

一宮市屋内プールの民設民営方式による
整備・運営事業
プロポーザル募集要項

2025年7月18日
一宮市

目 次

1	募集要項の定義	1
2	事業の概要	1
	(1) 本事業の名称	1
	(2) 本事業の対象となる施設	1
3	本事業の目的	2
4	応募者に期待する事項	2
5	本事業の内容	3
	(1) 事業方式	3
	(2) 本事業の範囲	3
	(3) 事業期間	4
	(4) 事業スケジュール	5
6	事業用地	6
7	事業スキーム	7
	(1) 事業スキームの概要	7
	(2) 市から事業者への対価の支払・事業者の収入及び負担する費用	7
8	遵守すべき法令等	9
9	「公共サービス提供に係る対価」の上限額	9
10	事業者の募集及び選定に関する事項	10
	(1) 事業者の募集及び選定方式	10
	(2) 事業者の募集及び選定スケジュール	10
	(3) 募集の性格	10
11	応募者の参加資格	11
	(1) 応募者の構成	11
	(2) 構成員共通の参加資格要件	11
	(3) 応募者の参加資格要件	12
	(4) 参加資格の確認	13
12	事業者の募集に関する手続き	14
	(1) 募集要項等の公表	14
	(2) 資料の提供	14
	(3) 募集要項等に関する質問の受付	15
	(4) 募集要項等に関する質問に対する回答公表	15
	(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	15
	(6) 参加資格審査結果の通知	16

(7) 競争的対話の実施.....	16
(8) 応募の辞退.....	16
(9) 提案書類の受付.....	16
(10) グループ応募構成事業者の変更.....	17
1.3 応募における留意事項.....	18
(1) 禁止事項等.....	18
(2) 募集要項等の承諾.....	18
(3) 複数提案の禁止.....	18
(4) 提案書類の変更等の禁止.....	18
(5) 応募・提案書類作成等に係る費用負担.....	18
(6) 使用言語、単位及び時刻.....	18
(7) 著作権.....	18
(8) 特許権等.....	18
(9) 市が公表・配付する資料の取扱い.....	19
(10) プロポーザルの中止等.....	19
(11) 応募の無効.....	19
(12) その他.....	19
1.4 優先交渉権者の決定方法.....	20
(1) 事業者の選定方法.....	20
(2) 選定委員会の構成.....	20
(3) ヒアリングの実施.....	20
(4) 優先交渉権者の決定及び公表.....	20
(5) 優先交渉権者にならなかった応募者に対する理由の説明.....	20
(6) 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	20
1.5 事業契約に関する事項.....	21
(1) 基本協定書の締結.....	21
(2) 事業者との事業関連契約の仮契約の締結.....	21
(3) 事業契約の締結.....	21
(4) 事業関連契約の内容.....	21
(5) 契約を締結しない場合.....	21
(6) 契約の締結に至らなかった場合の措置.....	22
(7) 費用の負担.....	22
(8) 契約保証金.....	22
(9) 事業者の事業契約上の地位.....	22
1.6 事業実施に関する事項.....	23
(1) 誠実な業務遂行義務.....	23
(2) 市と事業者との責任分担.....	23
(3) 業務遂行状況のモニタリング.....	23

（４）保険の付保.....	23
（５）提案書類または事業関連契約の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	23
（６）事業の継続が困難となった場合の措置.....	23
1.7 募集要項等に関する問合せ先（書類提出先）.....	24
【募集要項 別紙】本事業に係るリスク分担表.....	25

1 募集要項の定義

「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、一宮市（以下「市」という。）が推進する「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、募集、選定及び契約等の手続きに必要な事項を定めることを目的とするもので、本事業の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）への参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要項とあわせて公表する「要求水準書」、「優先交渉権者選定基準書」（以下「選定基準書」という。）、「様式集」、「基本協定書（案）」、「基本合意書（案）」、「事業用定期借地権設定契約書（案）」、「公共サービスの実施及び一般利用サービスに係る基本契約書（案）」、「学校水泳授業に係る基本契約書（案）」及びこれらに付随する資料は、募集要項と一体のものとする（以下、募集要項及びこれら一体のものを合わせて「募集要項等」という。）。

応募者は募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類（以下「応募書類」という。）を提出するものとする。

2 事業の概要

（1）本事業の名称

一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業

（2）本事業の対象となる施設

①対象となる施設

事業用地（本事業の対象とする用地（愛知県一宮市若竹3丁目1番5号の土地6,735.61㎡のこと。以下同じ。））に新たに整備する屋内プール（以下「民間プール施設」という。）等

※具体的な名称は事業者が命名する。ただし、公序良俗に反せず、市が承諾したものに限る。

②施設の範囲

本事業の対象とする施設の範囲は、要求水準書で定める民間プール施設の必須機能に加えて、事業者の提案に基づいて一体的に整備する機能（合築・別棟を問わない。）及び外構等とし、これらをあわせて、以下「本施設」という。

3 本事業の目的

市では、「第7次一宮市総合計画後期基本計画（令和5年3月）」において、誰もが気軽にスポーツへ参加できる機会を充実させるため、身近な場所で運動できる環境の整備を必要としている。

また、「一宮市公共施設等総合管理計画（令和4年3月）」では、公共施設全体を減らしながら行政サービスの向上・維持を図る「縮充」への意識転換が必要とされており、民間で代替が可能な施設は保有しないことや、中長期的な視点でトータルコストの縮減・平準化を図るためPPP/PFIを活用すること等の方針を掲げている。

一方、市が設置している現存の「一宮市温水プール」（以下「温水プール」という。）は築後40年超を経過して老朽化が進んでいるため、市としては、市民が引き続き水泳をすることができる場を確保する必要がある。

加えて、市立小中学校に設置されている学校プールの老朽化が進んでいるため、子どもたちに良質な水泳環境を提供するために、学校水泳授業を安定的に実施できる場所を確保する必要がある。

このような背景のもと、市は、このたび、民間企業の資金や創意工夫、ノウハウを積極的に活用し、市の財政負担を抑制しながら、市民が水泳をすることができる場の確保及び質の高い学校水泳授業の実現を目的に「一宮市屋内プールの民設民営方式[※]による整備・運営事業」を実施することとなった。

[※]民設民営方式：民間事業者が、自らの負担で施設を整備したうえで管理運営を行う方式

4 応募者に期待する事項

本プロポーザルでは、応募者の提案にあたって、特に下記の事項を期待するものとする。

①市民が引き続き水泳ができる場の確保

- ・市が設置している「温水プール」が廃止された後も市民が引き続き水泳ができる場所を確保するために、一般利用サービスを実施してほしい。
- ・料金は民間施設よりも低廉なものとし、多くの市民が気軽に安心して利用できる機会を提供してほしい。

②質の高い学校水泳授業の実現

- ・市内の学校が水泳授業を安定的に、安全に実施できる場所を提供してほしい。
- ・民間ノウハウの活用により、子どもたちが泳ぐことを好きになり、子どもたちの泳力が向上する水泳指導を取り入れてほしい。
- ・市及び学校と連携をしながら、学校教員の負担軽減を図ってほしい。

③市の財政負担の軽減及び平準化

- ・民間資金の活用や民間収益事業の実施により、市の財政負担の軽減や平準化を図ってほしい。

④市民ニーズや立地に適した民間サービスの提供

- ・市の所有する公有地で実施する事業であることを考慮して、市民ニーズや立地に適した民間サービスを実施することで、市民が健やかに快適に生活できる環境づくりに貢献してほしい。

5 本事業の内容

(1) 事業方式

事業方式は、民設民営方式とする。

(2) 本事業の範囲

本事業において事業者が行う事項（業務等）は、下記のとおりとする。

①施設整備

※事業者が民間施設として整備する。

※事業者の提案により、民間プール施設以外の施設を整備することができる。

1) 調査・設計

- i. 事前調査（必要に応じた現況測量、地盤調査、土壌調査、地歴調査等）
- ii. 設計（基本設計・実施設計）
- iii. 各種申請等（確認申請等）
- iv. その他、上記を実施する上で必要な事項

2) 建設工事

- i. 建設工事（必要に応じた造成工事を含む。既存の「温水プール」の建物の解体工事は、市が実施する。）
- ii. 什器・備品の調達及び設置
- iii. 近隣対応・対策
- iv. その他、上記を実施する上で必要な事項

3) 工事監理

- i. 工事監理
- ii. その他、上記を実施する上で必要な事項

②開業準備

1) 開業準備

- i. 開業に向けた準備
- ii. 一般利用サービス、学校水泳授業の開始に向けた準備
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

③施設の運営・維持管理

1) 一般利用サービス

- i. 民間プール施設の供用
- ii. 利用料金の徴収
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

2) 学校水泳授業の受入

- i. 学校水泳授業の水泳指導
- ii. バスでの送迎業務
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

3) 公共サービスの実施

- i. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための環境整備
- ii. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための実施体制整備
- iii. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための情報発信・問い合わせ対応
- iv. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための安全・衛生管理
- v. 一般利用サービス及び学校水泳授業受入のための維持管理
- vi. その他、上記を実施する上で必要な事項

4) 民間収益事業

- i. 民間収益事業の実施
- ii. その他、上記を実施する上で必要な事項

④事業終了時の本施設の解体撤去

1) 事業終了時の本施設の解体撤去

- i. 事業終了時の本施設の解体撤去
- ii. その他、上記を実施する上で必要な事項

⑤本事業の統括管理（プロジェクトマネジメント等）

1) 本事業の統括管理

- i. 事業全体の統括管理
- ii. 市との協議、市への報告
- iii. その他、上記を実施する上で必要な事項

(3) 事業期間

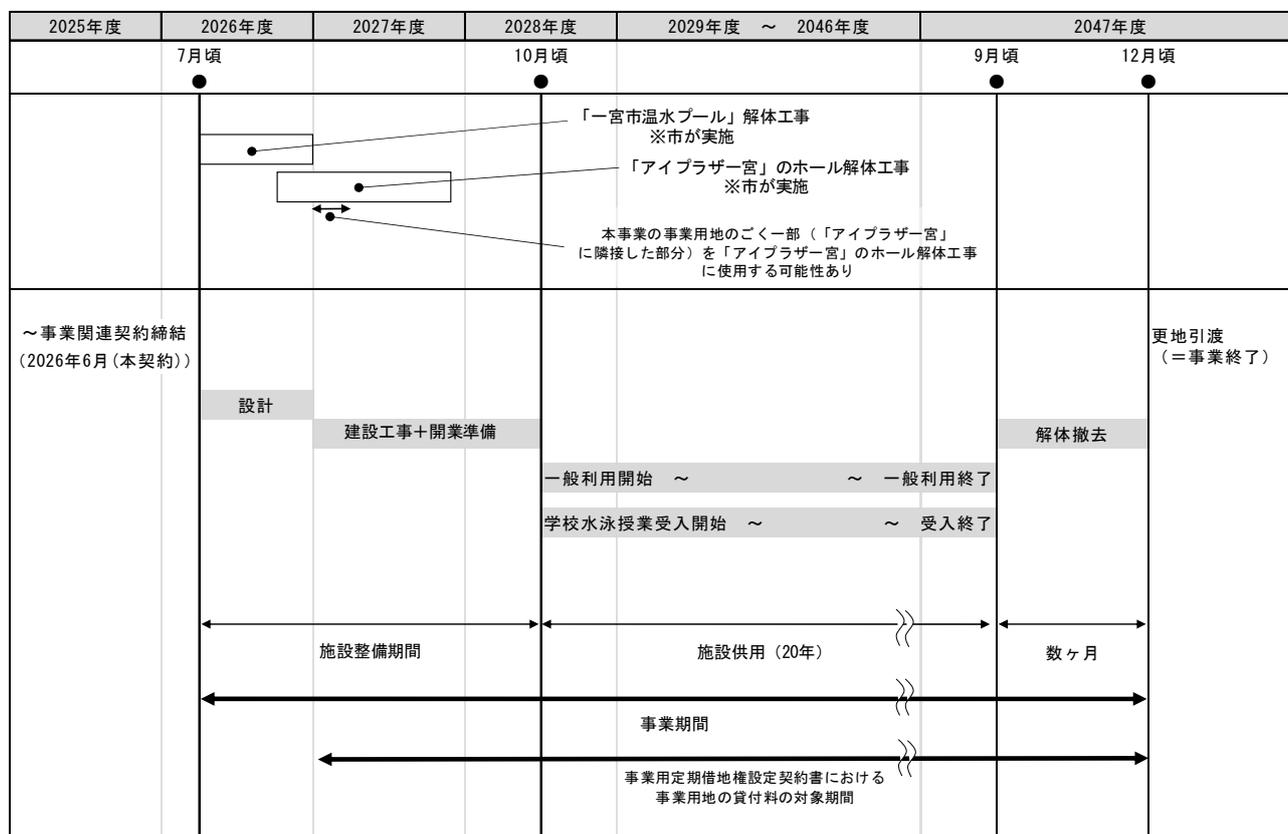
本事業の事業期間は、「基本合意書の締結後」から「本施設の供用開始時点から20年を経過する月の末日までに本施設の供用を終了」し、かつ、「事業終了時の本施設の解体撤去が完了するまで」とする（具体的な事業期間の終了時点は、市と事業者が協議して決定した上で、事業関連契約（「基本合意書」、「事業用定期借地権設定契約書」、「公共サービスの実施及び一般利用サービスに係る基本契約書」及び「学校水泳授業に係る基本契約書」を総称して又は個別にいう。以下同じ。）に定める）。

(4) 事業スケジュール

本事業は、次のスケジュールにより実施することを予定している。

優先交渉権者の選定	2026年1月
基本協定書の締結	2026年3月
事業関連契約の締結	2026年6月本契約（4月仮契約）
施設整備期間	2026年7月頃から本施設の竣工時まで*
開業準備期間	本施設の竣工後から供用開始まで（提案による）
供用開始	2028年度中 （提案によるが、遅くとも10月頃の供用開始を想定）
本施設の供用期間（営業期間・及び公共サービスの実施期間）	本施設の供用開始時点から20年を経過する月の末日まで

※供用開始までの範囲で、施設整備期間と開業準備期間を重複させることは可とする。



【事業スケジュールのイメージ】

6 事業用地

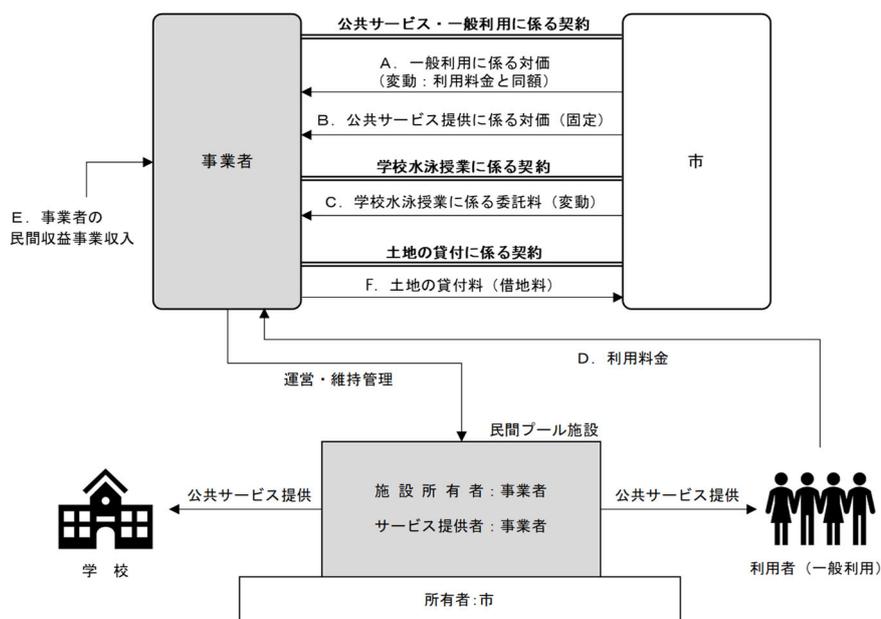
本事業の事業用地（概要）は、下記のとおりである。詳細は、要求水準書に定める。

項目	内容
ア 所在地（地番）	愛知県一宮市若竹3丁目1番5号
イ 敷地面積	6,735.61 m ²
ウ 用途地域	商業地域
エ 建蔽率	80%
オ 容積率	400%
カ 防火指定	指定なし（※建築基準法第22条指定）
キ 道路斜線	1.5
ク 隣地斜線	31m+2.5
ケ 日陰規制	なし

7 事業スキーム

(1) 事業スキームの概要

- ・市が事業者に事業用地（土地）を貸付け、事業者が本施設の整備、運営・維持管理を行う。
- ・事業者は、事業期間中を通じて本施設を民間施設として保有する。事業者は、事業期間終了時点までに本施設の解体撤去を実施して、事業用地を市に返還する。ただし、事業期間終了前に、市と事業者が合意をした場合においては、借地契約の延長や再契約を行うことができ、その場合には、事業者は、引き続き、事業用地において、本施設の運営・維持管理を行うことができる。
- ・一般利用サービスの実施にあたり、事業者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。また、市から事業者に対して、利用人数に応じた「一般利用に係る対価」を支払う。
- ・学校水泳授業の受入の実施にあたり、市から事業者に対して、受入対象の児童の人数に応じた「学校水泳授業に係る委託料」を支払う。
- ・一般利用サービスの実施等の公共サービスを実施することに関して、市から事業者に対して、「公共サービス提供に係る対価」を支払う（事業関連契約に定めた金額を定期的に支払う）。
- ・事業者は、民間収益事業で得られた収入を、自らの収入とすることができる。



【事業スキーム図】

(2) 市から事業者への対価の支払・事業者の収入及び負担する費用

①施設整備に係る事項

事業者は、本施設の施設整備に係る費用を負担する。

既存建物（「温水プール」の建物）の解体撤去（アスベストに係る調査・除去を含む）は、市が本事業とは別に市の負担により実施する。

②開業準備に係る事項

事業者は、開業準備に係る費用を負担する。

③施設の運営・維持管理に係る事項

1) 一般利用サービスに係る事項

- ・事業者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができる。（※「事業スキーム図」の【D】）
- ・市は事業者に対して、利用人数に応じた「一般利用に係る対価」（※「事業スキーム図」の【A】）を支払う。「一般利用に係る対価」は、利用者が支払う利用料金と同額とし、事業者が市に提出をする利用実績報告に基づいて支払う。
- ・事業者は、一般利用サービスに係る費用（プール監視員の人件費、光熱水費等）を負担する。

2) 学校水泳授業の受入に係る事項

- ・市は、民間プール施設において学校水泳授業を下記のように実施する計画である。
 - ア 学校水泳授業の受入の対象となる学校（以下「対象校」という。）ごとの4クラス以内の単位（上限140人程度）で実施する（授業は、単位あたり年5回実施する）。
 - イ 年間の最大総コマ数^{*1}は、下記のように計画している（施設供用開始時点）。
 - ※1：学校出発から帰着までの2時限分を1コマとする。
 - 計306コマ（内訳：「午前：1コマ」×170日、「午後：1コマ」×136日）
 - ウ 事業者は、対象校と民間プール施設間のバスでの送迎を行う。
- ・市は事業者に対して、「学校水泳授業の委託料」（※「事業スキーム図」の【C】）として下記の対価を支払う。
 - ア 児童の人数^{*2}に単価11,000円（1人あたり・税込・5回分の計）を乗じた金額^{*3}
 - ※2：年度当初の人数で契約する。
 - ※3：市が推計をした対象校の児童数（2025年度の数値）によると、金額は65,857,000円（税込み）となる。
 - イ 四半期毎に支払う（後払い）
- ・事業者は、学校水泳授業に係る費用（学校水泳授業指導者の人件費、光熱水費、バス送迎に係る費用等）を負担する。

3) 公共サービス提供に係る事項

- ・市は事業者に対して、一般利用サービスや学校水泳授業受入を安定的・継続的に実施するための体制整備や、安全・衛生管理、情報発信・問い合わせ対応等を行う対価（「公共サービス提供に係る対価」（※「事業スキーム図」の【B】））として、事業関連契約で定めた対価を支払う。
- ・事業者は、公共サービス提供に係る費用を負担する。

4) 民間収益事業に係る事項

- ・事業者は、民間収益事業で得られた収入を自らの収入とすることができる。（※「事業スキーム図」の【E】）
- ・事業者は、民間収益事業に係る費用を負担する。

5) 土地の貸付及び本施設の所有・維持管理に係る事項

- ・事業者は、市に対して事業用地の貸付料（借地料）を支払う。貸付料は、次の算出により計算した額とする。（※「事業スキーム図」の【F】）
 - 貸付料（年あたり）＝固定資産税路線価を基に算出した㎡あたりの金額（2025年度時点：2,264

円/m²) に事業用地の面積を乗じた額

※参考：2025年度時点の貸付料は、2,264円×6,735.61m²=15,249,421円/年

※固定資産税路線価は、3年に一度の基準年度に評価を見直しており、路線価の見直しにより、貸付料も見直しとなる。

- ・借地（貸付料）の対象期間の開始（賃貸借の開始）は、「温水プール」の解体工事（現状では、2027年3月末までを想定）の完了日以降からとする。
- ・事業者は、本施設の所有や維持管理に係る費用（市に支払う固定資産税・修繕費等）を負担する。

6) 事業終了時に係る事項

- ・事業者は、事業期間終了時における本施設の解体撤去に係る費用を負担する。ただし、事業期間終了前に、市と事業者が合意をした場合においては、借地契約の延長や再契約を行うことができる。

7) 事業者から市への収益還元

- ・事業者は、民間収益事業の営業収入（年度単位）が提案時の想定を上回った場合や、事業者が提案した収益還元の条件を満たした場合等には、利益の一部相当を市に還元する。
- ・還元率等は、事業者の提案内容に基づいて、市と事業者で協議の上で決定する。

8 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、地方自治法のほか、関係する法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。）及び適用要綱・各種基準等（以下「関係法令等」という。）の最新版を遵守する。

9 「公共サービス提供に係る対価」の上限額

「公共サービス提供に係る対価」の上限額（事業期間全体の総額）は、定めない。

本事業は、民設民営方式であるため、公共サービス提供に係る対価がないことが望ましい。

しかし、昨今の物価高騰など、屋内プールへの投資を取り巻く様々な厳しい状況を考慮すると、官民連携事業として新たに柔軟な考え方を取り入れることも、公共施設を削減しながら行政サービスの向上・維持を図る視点から有意義なことと思われる。

このため、公共サービス提供に係る対価が必要な場合は、自由な提案により、その額と支払い時期を提案することができるものとし、P9の「7）事業者から市への収益還元」でそのバランスをとること。

「公共サービス提供に係る対価」は、事業期間中で毎年度同額（均等）を支払うことが好ましいが、事業者の提案に基づき、年度別に異なる金額とすることができる。

なお、対価支払いの詳細については、市と優先交渉権者で協議の上で決定する。

10 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定にあたっては、民間事業者が保有する屋内プールの整備やサービス提供に係るノウハウのほか、資金調達力、幅広いアイデア、実績、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する公募型プロポーザル方式を採用し、選定基準書に基づいて、提案内容と市が事業者を支払う対価の金額を評価して、優先交渉権者を選定する。

(2) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。なお、事情により変更する場合がある。

日 程		項 目
2025 年度	7月18日(金)	募集要項等の公表
	7月18日(金)～8月4日(月)	募集要項等に関する質問の受付期間
	8月13日(水)まで	募集要項等に関する質問に対する回答公表
	8月18日(月)～8月27日(水)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付期間
	9月5日(金)まで(順次)	参加資格審査結果の通知
	8月下旬～9月中旬	競争的対話(※参加資格審査結果の通知後)
	12月1日(月)～12月8日(月)	提案書類の受付期間
	1月上旬(仮)	優先交渉権者の決定及び公表
	3月	優先交渉権者との基本協定書の締結
2026 年度	4月	事業関連契約(基本合意書等)の仮契約
	6月	事業関連契約の議決

(3) 募集の性格

本プロポーザルは、与えられた条件下における応募者の考え方やノウハウ、施設整備、運営、民間収益事業に関する具体的な計画等に対する提案内容を審査し、最も適した事業者を選定するものである。また、必ずしも提案どおり実施するのではなく、選定された事業者の提案内容を基に、市と事業者で協議しながら、具体的な実施内容を決定する。

また、審査及び事業者の選定は、応募者から提出された提案内容が、市の提示した条件等を満たしているかを確認し、優先交渉権者を選定するためのものであり、その提案の細部まで法令等に基づく承認を行うものではない。

1 1 応募者の参加資格

(1) 応募者の構成

応募者の構成等は、以下のとおりとする。なお、本事業では、本事業を遂行するためのSPC（特別目的会社）の設立は任意とする。

- ア 応募者は、本施設の民間プール施設を運営する企業（以下「プール運営企業」という。）が単独又は本事業の一部の業務等（建物の保有を含む）を実施する企業（以下「構成員」という。）とで構成するグループ（以下「参加グループ」という。）のいずれかである必要がある。なお、構成員は、「1 1 応募者の参加資格」の要件を満たす必要がある。また、市と直接、基本協定書及び事業関連契約を締結する者は、応募者（単独又は参加グループの構成員）である必要がある。
- イ 参加グループでの応募にあたっては、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が手続を行うこと。
- ウ 代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。事業期間中は、基本的に、代表企業を他の構成員に変更することは不可とする。
- エ 参加グループの構成員の追加・変更については、事前に市と協議を行うこと。参加表明書及び参加資格 審査申請書の提出以降の代表企業以外の構成員の追加・変更については、当該変更後においても応募者の参加要件及び提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。
- オ 参加グループの構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業は、他の応募者の構成員になることはできない。
- カ 応募者は、市の入札参加資格審査申請に基づき作成された一宮市競争入札参加資格者名簿に登録済である必要はないが、優先交渉権者に選定された場合には、速やかに一宮市競争入札参加資格者名簿に登録手続きを完了させる必要がある。

(2) 構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、次の要件すべてに該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- ウ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立ての事実がないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。

- カ 募集要項等の公表時から提案書類提出日までの間に、一宮市または愛知県内で指名停止、営業停止等の措置を受けていない者（ただし、一宮市において指名停止を受けた場合、一宮市の措置期間が終了した時点から申請可）
- キ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年 法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条 の規定による届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該 3 保険を「社会保険等」という。）
- ク 法令、規則等に違反していない者
- ケ 一宮市が行う調達契約からの暴力団等の排除に関する事務取扱要領の別表に掲げるいずれかに該当しない者
- コ 法人税、消費税及び地方消費税、県税（愛知県）、市税（一宮市）を滞納していない者
- サ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社百五総合研究所（三重県津市岩田 21 番 27 号）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- シ 市が設置した「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

（3）応募者の参加資格要件

①プール運営企業の要件

プール運営企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、複数の企業が共同又は分担して実施する場合は、いずれの企業もアの要件を満たしていること。イの要件については各 1 社以上の企業が満たしていること。

ア 直近 3 年分の決算において、以下の全ての要件を満たしていること。

項目	要件
経常利益	直近 3 年連続でマイナスとなっていない
純資産の部	直近 3 年連続でマイナスとなっていない

イ 2021年 4 月 1 日から2025年 3 月31日までの間に、以下の 2 つの受託実績を有していること。

- ・ 1 年以上の民間屋内プール（スイミングスクールやフィットネスクラブにおけるスイミングプールなど）の運営実績を有すること（同等の施設を含み、運営受託や、指定管理者制度における自主事業としての水泳教室の実績等を有する事業者を含む）。
- ・ 小学校を対象とする水泳指導業務と類似する業務を受託し、1 年以上履行した実績を有すること。

②その他企業の要件

①プール運営企業の他に市と直接契約を締結する構成員がある場合には、次の要件を満たしていること。

ア 直近3年分の決算において、以下の全ての要件を満たしていること。

項目	要件
経常利益	直近3年連続でマイナスとなっていない
純資産の部	直近3年連続でマイナスとなっていない

(4) 参加資格の確認

応募者の参加資格の確認の基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日とする。なお、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が上記の参加資格要件を欠くような事態が生じたときには、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件とし、参加資格要件を欠く構成員を変更することができる。

また、優先交渉権者の決定以降、基本合意書の締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が上記の参加資格要件を欠く事態が生じたときの取り扱いに関しては、「15 事業契約に関する事項」

(5) 契約を締結しない場合」(P21) 参照のこと。

なお、いずれのときにおいても、代表企業の変更は認めない。

12 事業者の募集に関する手続き

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、市のウェブサイトにおいて公表する。

(2) 資料の提供

資料（以下の資料1～資料6）の提供可能な期間等は、次のとおりとする。

提供可能期間	募集要項の公表日～提案書類の提出期限（受付最終日）の前日（平日に限る） ※電子メールによる資料提供のため、資料受領までに期間を要することに注意すること。	
提供資料	【提供資料一覧】 ※以下の資料一式を電子メールにて提供する	
	資料番号	資料名
	資料1	事業用地に関する資料（図面、地質調査結果）
	資料2	事業用地の既存構築物
	資料3	インフラ関係資料（上水配管図、下水配管図）
	資料4	学校水泳授業の計画
	資料5	<ul style="list-style-type: none"> ・「温水プール」の管理運営の実績に係る資料（平成29年度～令和元年度） ・「温水プール」の利用者数（令和4年度～6年度） ・令和2年度における「温水プール」の指定管理者の公募資料（一宮市スポーツ施設指定管理者業務仕様書）
資料6	市の人口データ（2025年6月1日時点）	
受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-2「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 資料貸与申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 資料提供」として送信すること。また、電話にて、市が該当のメールを受信できているか確認すること。 	
提出先	一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 電話：0586-85-7079（スポーツ課 施設グループ 直通） E-mail：sport@city.ichinomiya.lg.jp	

現地見学（温水プール施設及び同敷地）を希望する場合は、見学希望日の1週間前を目処に、上記提出先へメール及び電話により申し出をすること。なお、現地見学の詳細については別途相談とする。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

受付期間	2025年7月18日（金）～8月4日（月）午後5時まで
受付方法	・様式1-1「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること。 ・電子メールの件名は、「一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 質問」として送信すること。また、電話にて、市が該当のメールを受信できているか確認すること。
提出先	一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 電話：0586-85-7079（スポーツ課 施設グループ 直通） E-mail：sport@city.ichinomiya.lg.jp

(4) 募集要項等に関する質問に対する回答公表

募集要項等に関する質問に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると市が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除き、2025年8月13日（水）までに、市のウェブサイトで公表（順次公表）することを予定している。

なお、提出された質問に対して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

応募者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

受付期間	2025年8月18日（月）～8月27日（水）午後5時まで
提出場所	一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 電話：0586-85-7079（スポーツ課 施設グループ 直通）
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に従って作成すること。
提出方法	・持参または郵送により提出すること。 ・持参する場合は、提出日の前日までに活力創造部スポーツ課 施設グループに連絡し、土日・祝日を除く、午前9時～午後5時に提出すること。 ・郵送する場合は、書留郵便とし、受付期限までに必着すること。また、電話にて、市が該当の郵送物を受領できているか確認すること。

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。参加資格審査において市が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出を要求することがある。受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、応募者の代表企業に対して、2025年9月5日（金）までに通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号は、提案書類に記入すること。

なお、参加資格が無いと通知された応募者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、2025年10月10日（金）までに説明を求めた応募者の代表企業に対して書面により回答を行う。

(7) 競争的対話の実施

応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、市の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、参加資格審査を通過した応募者を対象に、下記のように、競争的対話を実施する。参加資格審査を通過した応募者は必ず参加すること。

詳細は、参加資格審査を通過した応募者に通知する。

実施日時	2025年8月下旬～9月中旬（参加資格審査結果の通知後） ※各応募者1時間程度を予定
実施場所	一宮市 活力創造部スポーツ課 施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 電話：0586-85-7079
注意事項	・応募者から提出を受ける提案内容の概要案を基に、市と応募者で対話を実施する。 ・対話内容のうち募集要項等に関する事項については、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わると市が判断したものや、提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの、事業者名や個人情報を含んだものを除いて、市のホームページで公表する場合がある。

(8) 応募の辞退

参加資格審査を通過した応募者が、やむを得ない事情により応募を辞退する場合は、速やかに様式3「辞退届」を持参又は郵送により、活力創造部スポーツ課 施設グループに提出すること。

(9) 提案書類の受付

参加資格審査を通過した応募者から提案書類を次のとおり受け付ける。受付日時に提案書類を提出しない場合は、本プロポーザルに参加することができない。

受付日時	2025年12月1日（月）～12月8日（月）午後5時まで ※土日・祝日は除き、午前9時～午後5時の間に限る。
提出場所	一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号 電話：0586-85-7079（スポーツ課 施設グループ 直通）
提出書類	・提出書類は、様式集に従って作成すること。
提出方法	・応募者の代表企業が持参により提出すること。 ・参加資格審査結果通知書を持参すること。

市は、応募者から提出された書類について、募集要項等の指定どおりに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

(10) グループ応募構成事業者の変更

やむを得ない事情により、グループ内の構成員を変更（追加、削除含む）する場合は、様式2-3「構成員一覧表」等を再作成の上、提案書類の受付期限までに提出すること。変更後の内容で、参加資格要件を満たす場合に限り、提案書類の受付を認める。

13 応募における留意事項

(1) 禁止事項等

- ・応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- ・応募者は、応募にあたり、競争を制限する目的で他の応募者と提案価格、応募意思及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に提案価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ・応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して、提案価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ・応募者の談合その他の理由により、プロポーザルを公正に執行することができないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募者をプロポーザルに参加させず、またはプロポーザルを延期し、若しくは取り止めることがある。後日、不正な行為が判明した場合は、契約を締結しない、または契約の解除等の措置をとることがある。

(2) 募集要項等の承諾

- ・応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項等のほか、質問・意見に対する回答及び市が公表・配付した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 複数提案の禁止

- ・応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(4) 提案書類の変更等の禁止

- ・提出された提案書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。
- ・提案審査において市が必要と判断した場合は、応募者に追加書類の提出や、提案内容に対する質問への回答を要求することがある。

(5) 応募・提案書類作成等に係る費用負担

- ・提案書類の作成などの応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び時刻

- ・応募・提案書類作成に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 著作権

- ・応募者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した応募者に帰属する。ただし、市は、本事業に関して必要な範囲において、優先交渉権者として選定された応募者の提案書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、応募者の提案書類の一部を無償で使用することができるものとする。
- ・応募者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(8) 特許権等

- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護さ

れている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(9) 市が公表・配付する資料の取扱い

- ・本事業において、市のウェブサイトで公表する資料及び応募者に配付する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) プロポーザルの中止等

- ・天災その他やむを得ない理由が生じた場合は、プロポーザルを延期し、または中止することがある。なお、応募者が1者の場合もプロポーザルを行う。ただし、応募への妨害の疑い、不正または不誠実な行為等によりプロポーザルを公正に実施することができないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの延期、再募集、またはプロポーザルの取止め等の対処を図ることがある。

(11) 応募の無効

- ・次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権者が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消す（次点交渉権者を事業関連契約締結に向けた協議相手とする場合を含む。）ものとする。

- ①本事業への参加資格が無い者による応募
- ②参加資格の確認基準日から提案書類提出期限までに参加資格要件を欠いた者を構成員としている者による応募
- ③参加資格審査を通過した応募者の代表企業以外の者による提案書の提出
- ④必要な記名押印がない、または押印された印影が明らかでない様式での提案価格等の提示
- ⑤金額を訂正した様式による提案価格等の提示
- ⑥金額以外の記載事項（企業名等）を訂正、削除、挿入等を行った場合において、訂正印がない様式による提案価格等の提示
- ⑦必要事項の記載がない、または記載事項が判読できない様式による提案価格等の提示
- ⑧2種以上の提案書類を提出した者による応募
- ⑨提案書類に虚偽の記載をした者による応募
- ⑩各書類の提出期限までに必要な書類を提出しなかった者
- ⑪選定委員へ不正な行為を行ったと認められる者
- ⑫不正行為があった者による応募
- ⑬その他プロポーザルに関する条件に違反した応募または市の指示に従わない者による応募

(12) その他

- ・募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者の代表企業に通知する。
- ・応募者は、募集要項等に定めるもののほか、一宮市契約規則その他関係法令を遵守すること。

1.4 優先交渉権者の決定方法

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。
審査の手順など詳細については、選定基準書に示す。

(2) 選定委員会の構成

提案審査における最優秀提案者及び次点の選定は、選定委員会において行う。
選定委員会は、下表記載の5名の委員により構成し、審査は非公開とする。

(敬称略)

役職	氏名	所属
会長	後藤 隆	一宮市 活力創造部長
副会長	森 敬一	一宮市 教育部長
委員	藤木 秀明	日本大学 理工学部 助教
委員	鈴木 含美	弁護士
委員	櫻井 真由美	公認会計士

応募者が、選定委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利なることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

(3) ヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、応募者によるプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングは、2026年1月7日(水)の開催を予定しており、詳細については、提案書類の受付後に応募者の代表企業に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

審査結果は各応募者に通知するとともに、決定結果及び客観的な評価は、市のウェブサイト公表する。

(5) 優先交渉権者にならなかった応募者に対する理由の説明

優先交渉権者とならなかった応募者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。上記の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、審査結果の公表を行った日から起算して5日以内に市に提出することとする。提出方法は、郵送(一般書留または簡易書留によること)または持参によるものとし、FAX、E-mailによるものは受け付けない。説明を求めた応募者に対する回答は書面により行う。

(6) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案によっても本事業の目的を達成することができないこと等の理由により、提案のあつ

た事業方式で本事業を実施することが適当でないとは判断された場合は、応募者を決定せず、この旨を速やかに市のウェブサイトにおいて公表する。

15 事業契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者は、速やかに基本協定書を締結した上で、事業関連契約締結に向けて協議を行う。基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。

優先交渉権者が辞退した場合、又はその他の理由で事業関連契約の締結に係る協議が成立しない場合は、市は次点交渉権者と基本協定書を締結した上で、事業関連契約の締結に向けた協議を行うことができる。なお、それまでの協議にかかる優先交渉権者の費用は、自らが負担する。

(2) 事業者との事業関連契約の仮契約の締結

市は、優先交渉権者と2026年4月に仮契約を締結することを予定している。仮契約は、優先交渉権者と協議完了後に締結する予定である。

なお、優先交渉権者との仮契約交渉が調わず、締結に至らない場合、市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点交渉権者と契約交渉及び手続を行う。

(3) 事業契約の締結

事業関連契約に関しては、仮契約は、市議会で議決されたときに本契約となる。

(4) 事業関連契約の内容

事業関連契約の（案）は、次の書類に示す。

- ア 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 基本合意書
- イ 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約書
- ウ 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 公共サービスの実施及び一般利用サービスに係る基本契約書
- エ 一宮市屋内プールの民設民営方式による整備・運営事業 学校水泳授業に係る基本契約書

(5) 契約を締結しない場合

優先交渉権者の決定日の翌日から事業関連契約の本契約の成立までの間に、優先交渉権者の構成員において参加資格の全部または一部を欠くに至った場合及び募集要項等に定める事項に反する事態が生じた場合は、市は優先交渉権者と事業関連契約の仮契約及び本契約を締結しないものとする。この場合において、市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わない。

ただし、代表企業以外の構成員が参加資格の全部または一部を欠くに至った場合で、優先交渉権者が参加資格を欠いた構成員に代えて、参加資格を有する者を構成員として補充し、市が参加資格等の確認及び事業能力を勘案した上で、事業関連契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、市は事業関連契約の仮契約を締結し、または本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成員の参加資格を確認する基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

(6) 契約の締結に至らなかった場合の措置

事業関連契約の締結に至らなかった場合には、市及び事業者が本プロポーザル参加及び準備に関して要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

ただし、いずれかの事業関連契約を締結した後に、事業者の責めに帰すべき事由により他の事業関連契約を締結することができない場合には、市は事業者に対して違約金や損害賠償を請求することができる。

(7) 費用の負担

事業関連契約の締結に係る事業者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、事業者の負担とする。

(8) 契約保証金

優先交渉権者は、事業関連契約に定める契約保証金を、契約締結時又は事業関連契約に定める日までに市に納付する。契約保証金は、契約履行の確認後に無利子で還付する。

契約保証金については、一宮市契約規則（昭和 50 年規則第 16 号）に定めに基づき、「事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合」や、事業者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき等においては、免除する場合がある。

具体的な事業関連契約の記載箇所は以下のとおりである。

ア 事業用定期借地権設定契約書 第 5 条

イ 公共サービスの実施及び一般利用サービスに係る基本契約書 第 3 条

ウ 学校水泳授業に係る基本契約書 第 3 条

(9) 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

16 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業関連契約に定めるところにより、本事業を誠実に遂行する。

(2) 市と事業者との責任分担

本事業のリスクのうち、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全てまたは一部を負担する。責任分担の基本的な考え方は、募集要項別紙「リスク分担表」に示すほか、募集要項等や事業関連契約に基づいて、市と事業者の間で協議の上で決定する。

また、事業関連契約の内容、要求水準書の内容、募集要項別紙「リスク分担表」の内容との間で齟齬が生じる場合には、事業関連契約、要求水準書の内容の順で優先する。

(3) 業務遂行状況のモニタリング

市は、事業者が要求水準書や、その他の募集要項等及び提案書類に基づいて適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行うとともに、本事業の収支実績や、構成員の財務内容の確認を行う。

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、是正または改善勧告や、「公共サービス提供に係る対価」又は「学校水泳授業の委託料」の減額等の必要な措置を行うことができるものとする。

また、市は、事業者が改善勧告によっても改善が見込まれないと判断した場合、再度改善勧告を行う。これによっても事業者による改善が見込まれない場合、又は達成が不可能と市が判断した場合、市は、事業関連契約を解除することがある。

事業者の要求水準書の内容及び提案内容等の未達が原因で本施設の供用開始が遅れた場合又は計画通りにサービスを実施できない場合、そのことに起因する運営の収支に係る一切の損失は事業者が負う。

(4) 保険の付保

事業者は、事業期間中において必要な保険を付保する。付保すべき保険の内容は、要求水準書に定める。

(5) 提案書類または事業関連契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

提案書類または事業関連契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(6) 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業関連契約に定める事由ごとに市または事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業関連契約等の定めるところにより本事業を終了する。

①事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の帰責事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。

ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつた場合、市は事業関連契約を解除することができる。

なお、違約金については、事業関連契約の案に定める。

②市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業関連契約を解除することができる。

③いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

市または事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び事業者は事業関連契約を解約することができる。

17 募集要項等に関する問合せ先（書類提出先）

募集要項等に関する問合せ先及び書類提出先は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、市のウェブサイトにおいて行う。

担 当	一宮市役所 活力創造部スポーツ課 施設グループ 中嶋・杉山
住 所	〒 491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
電 話	0586-85-7079 （スポーツ課 施設グループ 直通）
E-mail	sport@city.ichinomiya.lg.jp

【募集要項 別紙】本事業に係るリスク分担保表

※本表は、市と事業者のリスク分担に関して基本的な考え方を示すものであって、募集要項等に別途記載があるものは、募集要項等の別途記載が優先する。

大項目	小項目	リスクの内容/分類	リスク分担	
			市	事業者
事業計画に関するリスク	募集書類リスク	募集要項等の誤り・内容の変更によるもの	●	
	資金調達リスク	市が調達する資金	●	
		事業者が調達する資金		●
	許認可取得リスク	市が取得する許認可	●	
		事業者が取得する許認可		●
	法令・政策変更リスク	事業に直接影響を及ぼす法令・政策の変更	● 公共サービス	● 民間収益事業
		事業に直接影響を及ぼさない法令・政策の変更		●
	税制変更リスク	事業に直接影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	● 公共サービス	● 民間収益事業 施設整備
		事業に直接影響を及ぼさない税制度の変更（法人税等）		●
	住民対応リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
	環境リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの		●
事業中止・延期・遅延リスク	市の事由によるもの	●		
	事業者の事由によるもの		●	
第三者賠償リスク	市の事由によるもの	●		
	事業者の事由によるもの		●	
金利変動リスク	施設整備費の資金調達に関するもの		●	
不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等の事由によるもの	両者協議		
契約締結前におけるリスク	応募費用リスク	応募に係る費用負担		●
	契約議決リスク	市及び事業者のいずれにも帰責できない事由によりもの	●	●
用地リスク	用地の瑕疵リスク	用地の地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染、地質によるもの	●	●※
調査・設計・工事監理・建設に関するリスク	測量・調査リスク	市が実施するもの、実施したもの	●	
		事業者が実施するもの		●
	設計リスク	本施設の設計リスク		●
	建設工事遅延リスク	市の事由によるもの（既存施設の解体工事の遅延等）	●	
		事業者の事由によるもの		●
施設性能リスク	要求水準未達		●	
施設整備期間の物価変動リスク	資機材、労務費等の物価変動リスク		●	

大項目	小項目	リスクの内容/分類	リスク分担	
			市	事業者
運営・維持管理に関するリスク	施設の瑕疵リスク	建設工事の瑕疵		●
	運営・維持管理の要求水準不適合リスク	要求水準未達によるもの		●
	供用期間の物価変動リスク	物価変動（光熱水費を含む）	●	●
		物価変動（公共サービスに係る分のうち一定以下）	公共サービス	民間収益事業
	運営・維持管理費用変動リスク	市の事由によるもの	●	
		事業者の事由によるもの	公共サービス	●
	需要変動リスク	需要変動による収入の減少（公共サービス実施に係る事項）	※特記事項参照	
		需要変動による収入の減少（民間収益事業に係る事項）		●
	施設・設備の損傷リスク・修繕リスク	事業者の事由によるもの		●
		第三者に起因するもの		●
一般利用の利用者、学校水泳授業の関係者に起因するもの		※特記事項参照		
設備・備品の損傷・紛失・盗難リスク	経年劣化		●	
	備品の自然劣化や第三者に起因する損傷・盗難		●	
備品更新リスク	事業者の設置する備品		●	
その他のリスク	事業終了時リスク	施設の解体撤去などの土地の明渡しに伴う経費の増加		●
	民間収益事業	民間収益事業の実施に関するリスク		●

※ 募集要項等（提供する資料を含む）の情報から、明らかに地中障害物や埋蔵文化財、土壌汚染等の位置や地質の状況について推察することが可能であったにも関わらず、事業者の過誤によりこれらの位置や状況を判断できなかった場合は、事業者が負担する。

【公共サービス実施に係る特記事項】

大項目	小項目	リスクの内容／分類	リスク分担		リスク回避・ 低減策の例 (本事業特有の 事項)
			市	事業者	
一般利用	事故	事業者の過失により生じた水難事故等		●	監視員配置等の安全管理
	犯罪被害	盗撮や痴漢行為等による被害		●	防犯カメラの設置
	災害	地震・火災等による被害		●	防災体制
	施設損害	施設・設備の損傷		●	－
	需要の変動	利用者数の増減	協議に対応	●	料金・時間枠の変更
	政策転換	一般利用に係る政策の変更	●	協議に対応	－
	不可抗力	感染症による行動規制等		●	－
学校水泳授業	事故	事業者の重過失や故意の過失のために生じた授業中の水難事故等		●	監視員配置等の安全管理
		バスでの移動中の事故		●	安全管理
		上記以外の事業者の責めによらない事故	両者協議		－
	犯罪被害	盗撮や痴漢行為等による被害	▲	●	動線分離、見回り 防犯カメラの設置
	災害	授業や移動中の災害(地震・火災等)による被害	●	●	防災体制
	施設損害	水泳授業に伴うプール施設・設備の損傷(経年劣化によるものを除く)	●	●	－
	年度中の 計画変更	市・対象校の都合による水泳授業の実施日時等の変更によるもの	●	▲	カリキュラム調整を含む十分な準備期間の確保、予備日の設定
		事業者の都合による水泳授業の実施日時等の変更によるもの		●	
	需要の変動	対象校の児童数の減少、学校の統廃合	両者協議		協議により、コマ数や対象校の変更
	政策転換	学校授業(水泳授業)の縮小・中止	●	協議に対応	代替する公共サービスの検討
不可抗力	感染症による行動規制等	両者協議		－	

※「協議に対応」は、主分担からのリスク低減策やリスクの影響軽減策に係る協議に対応すること。